

函館ヨット協会規約

第1章 名称及び事務局

第1条 本会を函館ヨット協会と称する。

第2条 本会の事務局を付則第1条に定める。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、南北海道アマチュアヨット界の健全なる発展向上、及び海洋思想の普及に寄与するとともに会員相互の親睦、融和をはかることを目的とする。

第4条 本会は、第3条目的を達成するための事業を行う。

- (1) 各レースの主催及び後援
- (2) 会員の親睦をはかる各種事業
- (3) ヨット普及のための各種事業

第3章 会員

第5条 本会の会員は、本会の主旨に賛同したもので組織し、本会に加盟しようとする時は、理事会の承認を得なければならない。

第6条 会員は、会費を納めなければならない。また数年にわたり正当な理由なき会費未納の時は、理事会の決議を経て除名することができる。

第7条 退会しようとする時は、文書にて理事会に届け出なければならない。

第8条 会員で、本会の名誉を損する行為があった時、役員会の決議を経て除名することができる。

第4章 役員及び役職

第9条 本会に、次の役員をおく。

会長 1名、副会長 若干名、理事長 1名、理事 若干名、監事 2名

第10条 会長、副会長、監事、理事は総会に於いて選出し理事長は理事の互選による。

第11条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時これを代行する。
- (3) 理事長は、会務を掌理し執行する。
- (4) 理事は、会務を分掌し執行にあたる。

第12条 役員任期は、満2年とする。但し、再任は妨げない。補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

第13条 本会に名誉会長、名誉会員及び顧問をおくことができる。名誉会長、名誉会員及び顧問は、役員会の決議によって会長が委嘱する。

第5章 会議

第15条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 理事会

第16条 (1) 総会は、定期総会と臨時総会とする。

- (2) 定期総会は、4月中に開かれる。
- (3) 臨時総会は、会長が認めた時、または会員の1/3以上の請求があったときに会長が召集する。
- (4) 総会の議長には会長があたり、議決は出席会員の過半数をもって決し、賛否同数の時は議長がこれを決する。
- (5) 役員会は、会長が召集する。
- (6) 理事会は、理事長が召集する。

第17条 総会は、本会の最高の決議機関で次のことを決議する。

- (1) 規約の変更
- (2) 役員を選出
- (3) 収支予算、決算、監査報告の承認
- (4) 理事会の提案事項

第18条 総会は、出席会員によって成立する。

第19条 本会の規約を変更するときは、総会に於いて出席会員の2/3以上の同意を得なければならない。

第20条 本会に必要な細則は、理事会の決議を経て別に定める。

第6章 会計

第21条 本会の経費は、会員の会費及び寄付金その他の収入をもってあてる。会費は、付則第2条で定める。

第22条 本会の会計年度は4月1日に始まり3月末日までとする。

第7章 登録団体

第23条 北海道セーリング連盟登録団体制度内規による登録団体が本会に登録する場合、登録有効期は4月1日から翌年3月31日までとし、年度登録料は、付則第3条の定めとする。

第24条 登録団体は、登録のみを認定された団体およびクラブであり、その構成メンバーは自動的に本会の会員とはならない。

第8章 その他

第25条 会員が会務を遂行するにあたり、旅費等は20条によりその一部を補助する。

付則

第1条 本会の事務局を次におく。

〒040-0055 函館市船見町22-2 三浦 隆 気付

第2条 会費は、次のとおりとし、6月末日までに納入すること。

大学生 1クラブ 年間4000円 +1500円×人数

高校生 1校 年間 5000円

個人会員 年間 5000円

ただし、会長 30000円、副会長 20000円、顧問 20000円、理事長 20000円、監事・理事 10000円、とする。

第3条 登録団体の年度登録料は、10000円とする。

第4条 本規約は、昭和57年6月13日から実施する。

昭和58年12月4日一部改正

昭和59年12月9日一部改正

昭和60年11月30日一部改正

昭和62年1月23日一部改正

平成3年4月14日一部改正

平成4年3月29日一部改正

平成10年5月10日一部改正

平成11年4月23日一部改正

平成14年4月19日一部改正

平成15年4月18日一部改正

平成17年4月16日一部改正

平成18年4月29日一部改正

平成21年4月22日一部改正

平成22年4月24日一部改正

平成23年4月20日一部改正